

通所リハビリテーション事業所規模の区分等調査票（B）

【令和5年10月2日以後に指定を受けた（又は事業を再開した）事業所 又は  
令和6年度の定員数を令和5年度と比較して25%以上変更する事業所用】

記入担当者氏名		事業所電話番号	
事業所番号		事業所名	

- 1 令和5年度から令和6年度の利用定員数の変更率判定  
(令和6年度の利用定員数を令和5年度と比較して25%以上変更する事業所のみ記入)

令和5年度の利用定員 (a)	人	令和6年度の利用定員 (b)	人	$b \div a$ (c)	
-------------------	---	-------------------	---	-------------------	--

(記載要領)

- ① 令和5年度の利用定員(a)は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの利用定員の平均を計算すること。  
当該期間中の利用定員の延べ数(利用定員×営業日数)を、当該期間中の営業日数で割って、平均を出すこと。

(例) 令和5年4月1日から令和5年8月31日まで定員20人、令和5年9月1日から令和6年3月31日まで定員25人で、営業日が毎日の事業所の場合、次のように計算する。  
 $(20人 \times 153日 + 25人 \times 212日) \div 365日 = (3,060 + 5,300) \div 365日 = 22.904 \dots \approx 22$

- ② 令和6年度の利用定員(b)は、令和6年4月1日現在の利用定員を記入すること。

【判定】  $c \leq 0.75$  又は  $1.25 \leq c$  の場合 → 2以下に進んでください。  
 $0.75 < c < 1.25$  の場合 → 調査票(A)をご利用ください。

※ なお、前年度から定員を25%以上変更することにより、事業所規模の区分が決定されるのは、年度が変わる際のみです。

- 2 令和6年度利用者数見込み

利用定員(b)	×	90%	×	1月当たりの営業日数(d)	=	平均利用延人員数(e)

(記載要領)

- ① 利用定員(b)は、令和6年4月1日現在の利用定員を記入すること。  
② 1月当りの営業日数(d)は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの営業日数(休日を除いた日数)を12で除した数を記入すること。

- 3 事業規模

※ 下記のうち、該当するサービスの事業規模記載欄に○印をご記入ください。

○通所リハビリテーション事業所	事業規模区分記載欄
・上記の式の計算結果(e)が、750を超えなければ通常規模の事業所	
・上記の式の計算結果(e)が、900を超えなければ大規模の事業所(I)	
・上記の式の計算結果(e)が、900を超えれば大規模の事業所(II)	

注) 計算の結果、現在の規模と異なることとなった場合のみ、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書及び別紙1」をこの調査票と併せて提出してください。

(様式は久留米市ホームページ(介護保険課)の様式集からダウンロード可能です)

提出期限: 令和6年3月15日(金) 必着